

貞静学園短期大学における GPA 制度に関する規程

(目 的)

第 1 条 貞静学園短期大学における GPA 制度に関する規程（以下、「本規程」という。）は、貞静学園短期大学（以下、「本学」という。）において、学生の教育効果の向上を目的として GPA（Grade Point Average）制度を運用するために必要な事項を定める。

(GPA スコア算出の方法)

第 2 条 各教科目の素点・評価・評価点は、別表のとおりとする。

- 2 各履修教科目の評価点に単位数を乗じたものを合計し、履修科目単位の総数で除したものを GPA スコアとする。

(GPA スコアの用途)

第 3 条 GPA スコアは、次の各号に関して用いることができる。

- (1) 優秀学生の表彰のための基準
 - (2) 成績不良学生指導のための基準
 - (3) 退学勧告のための基準
 - (4) その他、GPA スコアの使用が学生の教育効果を向上させると考えられる事項
- 2 前項の各号の基準スコアについては、当該状況を検討して総合的に決定する。但し、前項第 3 号については原則として 1.5 未満であることを目安とする。

(改 廃)

第 4 条 本規程の改廃は、教授会の意見を参考に学長が行う。

附則 本規程は平成 26 年 8 月 1 日より施行する。

附則 本規程は平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

別表

素点	評価	評価点
90～100 点	S	4
80～89 点	A	3
70～79 点	B	2
60～69 点	C	1
0～59 点	D	0